別表(第11条関係)

|  |  |
| --- | --- |
| 介護を要する状態の区分 | 障　　　　　　　　害 |
| 常時介護を要する状態 | 1　神経系統の機能又は精神の著しい障害であって、その程度が常に介護を要するもの  2　胸腹部臓器の機能の著しい障害であって、その程度が常に介護を要するもの  3　前2号に掲げるもののほか、[条例別表第1](http://www1.g-reiki.net/kamiichi/reiki_honbun/i014RG00000104.html?id=b1)に定める第1級に該当する障害であって前2号に掲げるものと同程度の介護を要するもの又は[条例別表第2](http://www1.g-reiki.net/kamiichi/reiki_honbun/i014RG00000104.html?id=b2)に定める第1級に該当する障害であって前2号に掲げるものと同程度の介護を要するもの |
| 随時介護を要する状態 | 1　神経系統の機能又は精神の著しい障害であって、その程度が随時介護を要するもの  2　胸腹部臓器の機能の著しい障害であって、その程度が随時介護を要するもの  3　[条例別表第1](http://www1.g-reiki.net/kamiichi/reiki_honbun/i014RG00000104.html?id=b1)に定める第1級に該当する障害であって前2号に掲げるものと同程度の介護を要するもの又は[条例別表第2](http://www1.g-reiki.net/kamiichi/reiki_honbun/i014RG00000104.html?id=b2)に定める第1級に該当する障害であって前2号に掲げるものと同程度の介護を要するもの |